

「富士川町内高下地区工用道路」（報告日:H30. 11. 21）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日:H31. 3. 4)	事業者の対応状況
1	<p>今回計画した環境保全措置に基づき、自然環境や住民の生活環境等に影響が生じないように、環境に配慮し、安全かつ着実に工事を進めること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、「富士川町内高下地区工用道路整備における環境保全について」（以下「環境保全について」という）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。</p>
2	<p>工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合は、原因を十分に把握した上で、追加的な環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を図るよう努めること。</p>	<p>事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。 引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。</p>
3	<p>工事中の事後調査及びモニタリングについて確実に実施するとともに、その結果については、分かり易く丁寧な内容で公表すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。 引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。</p>